

県行分収林経営計画準備業務委託標準仕様書

第1章 総則

第1条 本仕様書は、山梨県森林環境部が所管する県行分収林（以下「分収林」という。）において、その周辺の民有林や県有林を含めた一体的な管理・経営による合理化を図る計画（以下「集約化等計画」という。）を作成し、収益の向上を目指すことを目的とする県行分収林経営計画準備業務委託の履行に適用する。

第2条 受注者は、業務委託契約書、設計図書、標準仕様書により業務を履行しなければならない。

第3条 受注者は、契約締結後15日以内に「業務計画書」を作成し、業務主任技術者、管理技術者名簿を添えて監督員に提出しなければならない。

第4条 業務主任技術者と監督員は、業務を適正かつ円滑に実施するため、着手時及び業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（業務打合せ簿）に記録し相互に確認しなければならない。また、打合せは、旧市町村区分等により設定された調査の対象となる地区（以下「調査地区」という）を所管する林務環境事務所の監督員と行うことを原則とする。

第5条 受注者は、業務の履行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。

第6条 受注者は、業務実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。

第7条 受注者は、火災及び労働災害の発生に注意し、必要な予防措置を講じなければならない。

第8条 発注者が受注者に提供する資料は、次のものとする。

- (1) 県行分収林経営計画準備業務委託箇所一覧
- (2) 分収林基本図（縮尺5千分の1）

- (3) 分収林位置図（縮尺2万分の1）
- (4) 航空写真（調査地区）
- (5) 造林地実測図（分収林）
- (6) 造林地境界測量野帳（分収林）
- (7) 造林台帳（分収林）
- (8) 森林簿（調査地区）
- (9) 県有林境界標検測台帳（県有林）
- (10) 県行分収林データベース
- (11) 財団法人山梨県林業公社改革プラン（山梨県作成）
- (12) その他調査、成果品の取りまとめに必要なデータ

第9条 受注者は、この業務を通じて知り得た全ての調査結果、県提供資料、情報を第三者へ提供すること及び自己の事業等のために使用してはならない。

第10条 業務の遂行にあたっては、次のとおり取り扱う。

本業務実施にあたり、業務量に多少の増加がある場合でも、発注者と受注者双方の協議により、変更契約の対象とはしないことができる。

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第12条 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第2章 業務事項

第13条 業務は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 境界確認作業
- (2) 集約化等計画の作成
- (3) 成果品の整理、報告書の作成

第3章 境界確認作業

第14条 調査地区における全ての分収林において、境界を管理する上で基準となる境界杭（以下「基準点」という）の巡視及び復元、設置を行うものとする。

第15条 基準点は、原則、造林地境界測量野帳の起点を含む連続する3点とする。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 2つの分収林が隣接する場合は、重複する境界上の残存杭を含む連続する3点を基準点とする。
- (2) 県有林と接し、県有林の境界標を利用できる場合は、県有林の境界標を含む連続する3点を基準点とする。
- (3) 基準点が亡失する可能性がある場合は、引照点を設置するか、当該基準点を除く連続する3点を基準点とする。
- (4) 起点付近に境界杭がない場合は、明確な林相界又は尾根等の明確な地形界にある境界杭を含む連続する3点を基準点とする。
- (5) すべての境界杭が亡失している場合は、明らかに境界杭の位置と判断できる、明確な林相界又は尾根等の明確な地形界上に基準点を設け、当該基準点を含む連続する3点を基準点とする。

第16条 境界確認作業の方法については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、作業実施に先立ち、提供された資料を整理し、基準点となる箇所を図上で確認するものとする。
- (2) 基準点の巡視を行い、杭が残存している場合はその杭を基準点とする。また亡失、破損している場合は造林地境界測量野帳を基に杭を復元、設置し基準点とする。第15条(2)、(3)により確認、設置された杭は、これを基準点とする。
- (3) 設置する杭は、硬質プラスチック杭（赤色、幅及び厚さ4cm程度、長さ40cm以上）を用い、調査年度及び分収林台帳番号、測点番号を黒書し、できるだけ長期保存に耐えるよう設けるものとする。
- (4) 残存が確認された杭は、測点番号を黒書し、赤色のスプレーペンキ等を塗布するものとする。
- (5) 境界の明示として、基準点に近接する、内縁木の目通り及び根本に赤色のスプレーペンキ等を一周塗布するものとする。
- (6) 基準点の起点及び最終点に見出標（赤色、アルミ製、幅8cm、高さ18cm、アルミLアングル長さ133cmにビス留め）を設置するものとする。

第17条 基準点の復元、設置に用いる器具は、ポケットコンパス、メートル縄ポール又はこれらと同等以上の精度が確保できる器具とする。

第18条 測量方法は、多角測量法により境界点の位置を測定するものとする。角度は「度」をもって単位とし、30分刻みとする。距離は「m」をもって単位とし、単位以下2位を四捨五入して1位にとどめるものとする。

第19条 境界確認作業に係る成果品の整理は次のとおりとする。

- (1) 「県行分収林境界確認作業一覧」(別紙様式1)に分収林の台帳番号、基準点の測点番号、巡視・基準点設置の別、実施延長、実施日等を記入する。
- (2) 造林地境界測量野帳の写し、造林地実測図の写しを貼り付け、境界確認作業の結果を記入した、「県行分収林基準点管理台帳」(別紙様式2)に分収林台帳ごとに作成する。
- (3) 巡視、復元、設置を行った基準点の状況、見出し標設置状況の写真を撮影し、「基準点状況写真台帳」(別紙様式3)に添付するものとする。

第4章 集約化等計画の作成

第20条 調査地区において、一体的に管理、経営を行うことで、合理化を図ることのできる区域(以下「集約化等計画区域」という)を検討、分収林と、その周辺の民有林及び県有林(以下「周辺民有林等」という)の現況調査等を実施し、実現可能な集約化等計画の作成を行うこととする。なお、この章における現地の調査は、境界確認作業と併せて行えることとする。

第21条 予備調査は、既存の調査等の資料を収集し、発注者から提供された資料と併せ、分収林及び、周辺民有林等の林地情報、作業施設、作業の支障となる事象、崩壊や植栽木の僅少による除地等の荒廃現況等の情報を整理、把握するものとする。

第22条 現地踏査は、予備調査により整理、把握された情報を現地にて確認、調査するものとする。

第23条 森林施業等調査は、次の事項について行うこととする。

- (1) 分収林及び周辺民有林等の保育、収穫、林道等林内路網（以下「路網」という）の現況情報の整理、把握を行う。
- (2) 分収林及び周辺民有林等について、林木の疎密度、樹種の混交歩合、径級配置及び成長状況を考慮し、調査区域の標準と認められる箇所を選定し、樹種、直径、成立本数、樹高等の確認を行う。
- (3) 現地調査による情報、あらかじめ整理を行った情報を併せ、保育、収穫等の計画、路網の整備計画の素案を立てる。

第24条 集約化等計画の立案は、次の事項について行うこととする。

- (1) 集約化等計画区域の事前検討を、現地調査に先立って行い、区域番号（管内＋調査地区番号＋通し番号）を付して整理する。
- (2) 各現地調査を踏まえ、再検討、結果の取りまとめを行うこととする。

第25条 集約化等計画の作成に係る成果品の整理は次のとおりとする。

- (1) 各調査で得られた分収林、周辺民有林等、路網の情報を「現地調査結果等情報整理表」（別紙様式4）に入力する。
- (2) 「集約化等計画」（別紙様式5）に基本図を貼り付け、集約化等計画区域、分収林、周辺民有林等、各調査の結果を図示するとともに、その概要を記載する。また、基本図を航空写真に置き換えた集約化等計画航空写真図及び森林施業等調査で確認した樹種境等を図示した森林施業等調査結果図も作成する。
- (3) 分収林及び周辺民有林等の現地調査箇所において、説明資料として、林況写真の撮影を行い、区域番号毎に整理し「現地状況写真台帳」（別紙様式6）に添付する。
- (4) 施設（路網及び収穫施設）について、新設する路網の既設との取り付け箇所、路網の整備計画のコントロールポイント、作業施設、作業の支障となる事象等、計画の検討・作成の説明に必要となる写真の撮影を行い、区域番号毎に整理し、「現地状況写真台帳」（別紙様式6）に添付する。
- (5) 集約化等計画図の写しに、写真撮影箇所を記入した写真撮影位置図の作成を行う。

第5章 成果品の整理、報告書の作成

第26条 業務完了後は、次の各号により成果品を提出しなければならない。

- (1) 「県行分収林境界確認作業一覧」（別紙様式1） 2部

(2)	「県行分収林基準点管理台帳」(別紙様式2)	2部
(3)	「基準点状況写真台帳」(別紙様式3)	2部
(4)	「現地調査結果等情報整理表」(別紙様式4)	2部
(5)	「集約化等計画」(別紙様式5)	2部
(6)	「現地状況写真台帳」(別紙様式6)	2部
(7)	業務日誌、業務実施状況写真	2部

第27条 各成果品は調査地区毎に取りまとめ、所管する林務環境事務所毎に整理を行うこと。

第28条 各成果品は、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)に電子データを保存し検査時まで提出するものとする。

第29条 この仕様書に記載されていない事項及び、この仕様書に疑義を生じた時は監督員と協議し、その指示によるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所及び調査対象地（本条において「営業等所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所等以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する営業所等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き

渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本件個人情報記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求をすることができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は委託先事業者を指す。